

# 検察改革の現状について

仙台高等検察庁検事長 北村道夫

一

本年7月20日付けで仙台高検検事長に任ぜられた北村でございます。

本日は、東北法学会におきまして講演する機会を賜り、誠に光栄に思いますとともに、大変緊張しております。

講演に当たりまして、どういうテーマにしようかと思いましたが、やはり今の検察に対する皆様の関心は「検察改革は怎么样了のだろう」ということだと思いましたので、「検察改革の現状について」という題を選ばさせていただきました。なお、本日申し上げる中で意見にわたる部分は、申すまでもなく私見でありますので、最初に申し上げておきます。

本題に入ります前に、簡単に私の経歴を申し上げますと、私は、司法修習29期でありまして、昭和52年に任官いたしました。その後の経歴について、ここ10年間に限りますと、平成14年に仙台地検次席検事から東京高検に異動し、以後、東京地検公安部長、千葉地検次席検事、横浜地検次席検事、鳥取地検検事正、広島高検次席検事、静岡地検検事正、名古屋地検検事正、大阪地検検事正を経て、冒頭申し上げたように、本年7月20日付けで仙台高検検事長になった訳です。

従って、私の検事生活は、36年目に入っているということになりますが、その間現場を離れたのは、平成4年から7年まで司法研修所の検察教官となった3年間であります。その時に一宮仙台高裁長官と、教官という立場で重なっております。

二

それでは、本題の検察改革についてお話ししていきたいと思えます。

検察改革のきっかけとなりましたのは、言うまでもなく、私が名古屋地検検事正のときに発生しました、いわゆる大阪事件です。

いわゆる大阪事件は、御承知のとおり、大阪地検特捜部が厚労省の元局長を虚偽公文書作成罪等により起訴したところ、平成22年9月10日、大阪地裁において、無罪判決が言い渡されました。その後、この事件に関し、捜査の主任検察官が主要な証拠物であるフロッピーディスクのデータを改ざんした上、その事実を知った大阪地検特捜部長及び特捜部副部長がこれを隠蔽したという、まさに前代未聞の事実が判明し、最高検において、主任検察官を証拠隠滅罪により、特捜部長及び特捜部副部長を犯人隠避罪により、それぞれ逮捕し、これらを起訴いたしました。

私は、この事件を知り、これは国民の検察に対する信頼を失墜させる程の、戦後最大の検察の危機となる事件だと思いました。

最高検は、この大阪事件の検証を行い、その年の12月には検証結果の報告を行いました（公表も行っていきます）。

また、この事件を受け、前法務大臣を座長として「検察の在り方検討会議」が設置され、平成23年3月31日に提言が行われたことも御承知のことと思えます。

私は、この大阪事件の後、大阪地検検事正となり、検察に対する強い不信の風を受けるとともに、検察の在り方検討会議との対応、参議院の行政監視委員会との対応を検事正として行い、これまで検事生活の中で経験したことのない非常に緊張した日々を送らせていただきました。

### 三

そして、平成 23 年 4 月 8 日、法務大臣から「検察の再生に向けての取組」として、できる限り速やかに検察の再生のための改革策の実現に努め、1 年後を目途に進捗状況を取りまとめ公表するよう指示を受けました。これを受けまして、最高検に検察改革推進室が設置され、そのリーダーシップの下、各高検及び各地検とも必要な連携を図りながら、様々な取組が行われました。

在り方検討会議の提言を踏まえ

- ① 検察官の使命・役割と検察官の倫理
- ② 検察官の人事・教育
- ③ 検察の組織とチェック体制
- ④ 検察における捜査・公判の在り方

という項目に分け、検討が行われました。

### 四

これから、それぞれの項目についての取組状況について御説明したいと思います。

まず、①の「検察官の使命・役割と検察官の倫理」につきましては、昨年の 9 月に、「検察の理念」が策定されました。この策定に当たっては、検事、副検事、検察事務官 を含め職員全体のおおむね 7－8 割の職員が議論に加わっております。その後、各庁において研修、その他の教育・育成の機会や、事件の決裁の場面においてこれを活用するなど、継続的な取組を行っております。また、「検察の理念」につきましては、各室に掲示したり、机の上に置いたり、パソコンの画面に表示するようにしたり、各庁で工夫している状況です。

私は、仙台高検に着任してから管内の 6 庁の検察庁に巡視を行い、訓示する機会を得ましたが、その際、「東日本大震災からの復興のため関係機関と連携して、検察としてやるべきことをやりましょう」というほかに、「検察の理念を全庁一丸となって実践していきましょう」ということを盛り込むようにいたしました。

それから、私は、大阪地検に着任してから全職員に対して、今こそ検察の原点に帰ろうということをお願いしました。すなわち、日本の検察は、第 1 に捜査権限（逮捕、勾留、搜索差押）、第 2 に原則としての起訴独占、第 3 に起訴裁量権（起訴便宜）という強い権限を与えられておりますが、これは国民の検察に対する信頼があったればこそ与えられたものであることを、今一度自覚すべきであると強く言いました。

事件で失った信頼は、一つ一つ丁寧に事件を処理していくことでしか回復できないのであるから、今一度基本に忠実な捜査・公判をやってもらいたいと言っております。

### 五

②の「検察官の人事教育」については、ア．人材開発・育成・教育の在り方の改革、イ．より適切な人事政策の推進、ウ．長期的な構想による組織的・継続的取組、と分かれております。

アにつきましては、平成23年7月8日付けで最高検に分野別専門委員会が設置されております。現在、委員会は7委員会あります。内訳を申しますと、金融証券専門委員会、特殊過失専門委員会、法科学専門委員会、知的障がい専門委員会、国際分野専門委員会、組織マネジメント専門委員会、刑事政策専門委員会となっております。この委員会は、検察官及び検察事務官を構成員とするもので、外部専門家である参与等との意見交換や各種講演会の開催、参考事例・資料の収集・分析等を通じて、必要な専門的知見を集積し、これを各専門分野における検察の現場支援と人材育成に活用することを目的として活動しております。

イについては、平成23年11月、「法務省における女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、平成27年度末までに、検事及び検察事務官の採用者に占める女性の割合を3割以上にすることなどを目標とし、これを着実に実施することなどを通じ、女性の検事・検察事務官の採用や幹部への登用を拡大することに努めています。また、専門的な知識や民間企業勤務の経験等を有する者の採用にも努めています。

ウについては、昨年4月に最高検の総務部に検察改革推進室を設置し、改革策の実施状況の定期的な検証等が行える体制を整備いたしました。

## 六

次に③の検察の組織とチェック体制については、ア．特捜部の組織の在り方の見直し、イ．検察における捜査・公判のチェック体制の構築、ウ．監察体制の構築、エ．検察運営の在り方について外部から意見等を得る仕組みの構築という項目に分かれております。

アについてですが、御承知のとおり、特捜部は、東京地検、大阪地検、名古屋地検の3庁にありますが、各庁において、最高検からの通知に基づき、財政経済関係事件への対応をより強化することとし、国税当局、証券取引等監視委員会、公正取引委員会、警察等の関係機関との連携をこれまで以上に強め、財政経済関係事件の捜査処理のための態勢を充実強化するなどの見直しを行いました。また、特捜部が取り扱う身柄事件について、起訴又は不起訴の処分を行う場合には、検事正は、あらかじめ検事長の指揮を受けなければならないものとされました。

イについてですが、先に述べました検事長の指揮が縦のチェック体制としますと、横からのチェックということで、特捜部の独自捜査につきましては、総括審査検察官制度を創設し、平成23年5月1日から実施しております。総括審査検察官は、特捜部が大規模又は複雑困難と認められる事件の捜査を行う場合において、検事正が公判部の検察官から指名するとされておまして、当該事件における全ての証拠を把握し、それらを整理・分析した上、捜査主任検察官とは別の立場で、公判における弁護人としての視点を持ちながら、捜査主任検察官が事実認定上又は法令解釈上の問題点について適正な判断を行っているかを審査いたします。そして、当該事件が起訴されたときは、公判主任検察官として当該事件の公判を遂行するものとされております。

ウにつきましては、平成23年7月8日、最高検に監察指導部を新設しました。同部は、違法・不適正行為に関する内外からの情報を把握・集約して分析・検討を行い、必要に応じて監察を実施しております。また、外部有識者である参与に対し、定期的に監察の実施結果を報告し、参与から意見・助言を得ております。

エにつきましては、平成23年7月に、最高検において検察運営全般に関する参与会を開催していくこととし、外部有識者を参与として委嘱して参与会を開催し、改革の取組を含む検察運営全般の実情

について参与に報告するとともに、検察運営の在り方に関して、参与から意見・助言を得ております。

## 七

次に、検察における捜査・公判の在り方については、ア．検察の運用による取調べの可視化の拡大、イ．新たな刑事司法制度の構築に向けた検討の開始という項目に分かれております。

アにつきましては、新たに特捜部・特刑部が取り扱う事件について、被疑者を逮捕した事件において取調べの録音・録画の試行を実施することといたしました。また、これまで裁判員裁判対象事件について、自白事件で被疑者の自白調書を証拠調べ請求することが見込まれるものにつきまして取調べの録音・録画してきましたが、これを拡大して、例えば、否認事件についても録音・録画の対象とするほか、様々な録音・録画を行うこととなりました。

さらに、身柄事件の被疑者のうち、知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者の取調べにつき、全過程を含む広範囲な録音・録画の試行を開始いたしました。

私も、取調べの録音・録画を見る機会がありますが、当初は、自白調書の任意性の担保のためということもあり、また、検察官も初めての経験ということもあり、何となくぎこちない取調べでしたが、今では、全過程も含め、弁解録取のとき、あるいは取調べの録音・録画の後に供述調書を作成する、否認事件でも録音・録画をするなど、様々な録音・録画を行っているため、尋問技術は向上しているという実感を持っております。更に尋問技術を高め、取調べの適正さを担保していきたいと思っております。

最後に、イの新たな刑事司法制度の構築について申し上げます。

法務大臣は、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、平成23年5月18日、法制審議会に対し、取調べ及び供述調書に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法の整備の在り方について諮問しました。

これを受けまして、法制審議会は、同諮問についての調査審議を行うため、「新時代の刑事司法制度特別部会」の設置を決定いたしました。同部会の委員には、専門家の知見に加えて、国民の声を十分に反映した審議が行えるよう、実務家や刑事法の研究者のほか、刑事法以外の様々な分野の有識者が選任されております。委員の中には、大阪事件に関して無罪となりました村木さんや、映画監督の周防氏が含まれていることを御承知の方もいらっしゃると思っております。

## 八

駆け足で検察改革の現状 について御説明いたしました。

改革には、3つの壁があると言われております。

1つ目が物理的な壁、2つ目が制度的な壁、3つ目が意識の壁です。私は、この3つ目の意識の壁が最大の問題だと思っております。しかし、検察の原点に立ち返り、国民の信頼の上に今の検察があるのだという思いでこれらの改革に立ち向かっていけば、必ず意識の壁を乗り越えることができると信じております。

今後とも検察改革に対しまして御理解と御支援の程お願い申し上げ、本日の講演を締めたいと思っております。

御静聴ありがとうございました。